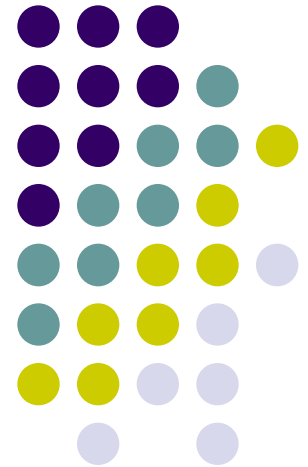


2013年 2月 5日

特例子会社による企業の農業進出交流会用資料

## 特例子会社による農業分野の現状と課題

農林水産政策研究所  
農福連携チーム  
吉田 行郷





# 目 次

本日の報告事項	1
1. 特例子会社制度の概要	2
2. 特例子会社制度をめぐる事情	5
3. 特例子会社の全体動向	7
4. 特例子会社における農業分野の位置づけ	8
5. 調査対象特例子会社の概要	9
6. 調査対象特例子会社の特徴	11
7. おわりに	16



## 本日の報告事項

- ◆ 特例子会社制度と同制度を巡る事情を概説した上で、特例子会社の全体動向を紹介。
- ◆ 特例子会社における農業分野の位置付けが変わってきていることを既存の文献と政策研の調査結果から紹介。
- ◆ 政策研が調査した農業分野に進出した特例子会社に共通する特徴等を紹介。



今後の可能性と展開方向についての見通しを紹介。



# 1. 特例子会社制度の概要 ①

- ◆ 1976年に障害者雇用が義務化されたが、法定雇用率1.8%を達成する企業（従業員56人以上の企業が対象）の増加率が伸び悩んだことから、特例子会社制度<sup>(※)</sup>が法制化(1987年)。

※ 特例子会社：以下の要件を満たし認定された会社で、雇用した障害者は親会社の障害者雇用の実績としてカウントされる。

- ① 親会社からの役員派遣、従業員出向等、親会社との人的交流が緊密であること
- ② 雇用される身体障害者及び知的障害者が5人以上で、かつ、全従業員に占める割合が20%以上であること。また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者の割合が30%以上であること
- ③ 障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置の実施等障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること
- ④ 障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること
- ⑤ 親会社の要件として、親会社が特例子会社の意思決定機関(株主総会等)等を支配しているとともに、特例子会社が株式会社又は有限会社であること



## 1. 特例子会社制度の概要 ②

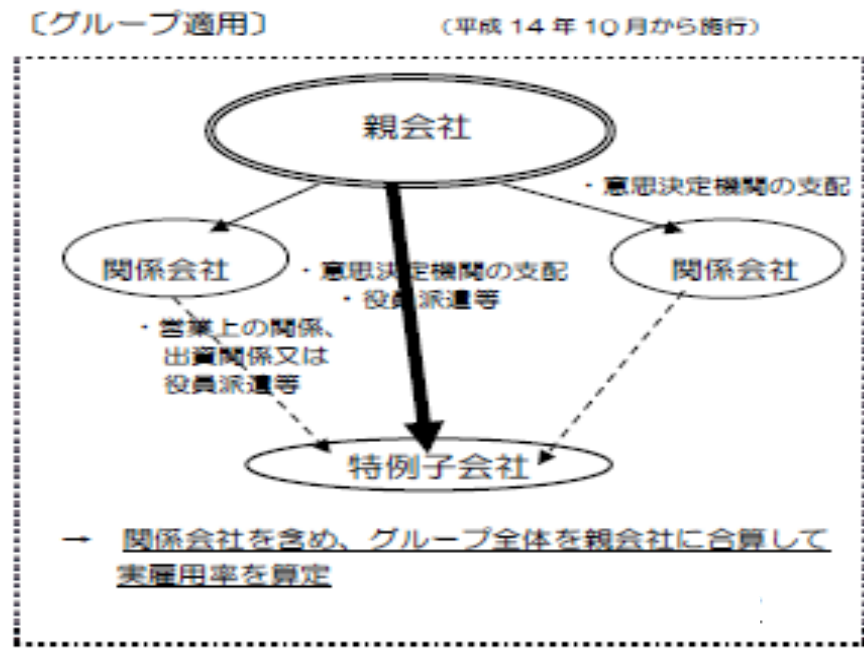
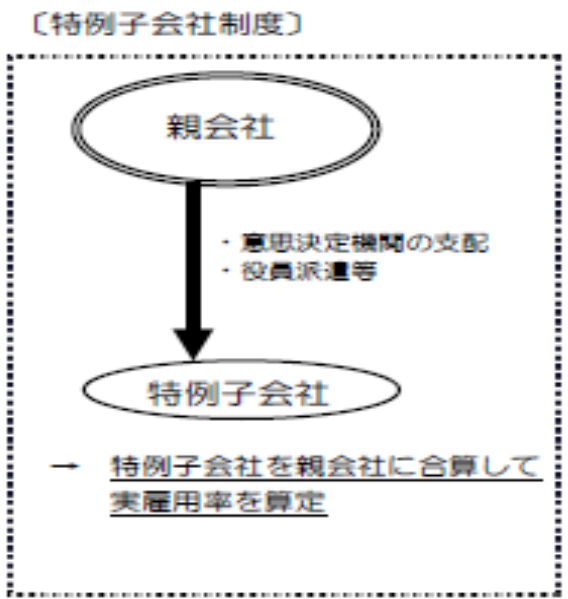
- ◆ 障害者雇用納付金制度(1977年度創設)は、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的とした制度。
- ◆ 雇用率未達成企業(常用労働者201人以上)から納付金(不足1人当たり月額5万円)を徴収し、雇用率達成企業等に対して障害者雇用調整金(超過1人当たり月額2万7千円)、報奨金(常用労働者200人以下、超過1人当たり月額2万1千円)を支給するとともに、各種の助成金を支給。
- ◆ なお、2015年からは、障害者雇用納付金制度の対象企業が、常用労働者201人以上から101人以上に拡大される予定。



# 1. 特例子会社制度の概要 ③

◆ 2002年の障害者雇用促進法に改正により、特例子会社を有する親会社が、関係する子会社も含めて障害者雇用の促進を図ろうとする時、**一定の要件※を満たしている場合には、親会社・特例子会社・関係会社を含めた企業グループ全体で実雇用率を算定できることとされた(グループ適用)。**

※ 2ページの⑤のほか、**関係会社**が特例子会社に**役員を派遣、出資又は年間60万円以上の発注を行う等、人的・営業的な関係が緊密であること等全部で5つの要件**がある。



資料出所:厚生労働省



## 2. 特例子会社制度をめぐる事情 ①

- ◆ 特例子会社制度の法制化を受け、特例子会社設立による障害者雇用が増加。2012年5月末時点の特例子会社数は349社。
- ◆ 近年、障害者雇用の主役が中小企業から大企業にシフトしつつあるが、その背景としてこの特例子会社の増加がある。しかしながら、今なお、法定雇用率を達成する企業は半数弱(2011年6月現在45%)を占めるに過ぎない。
- ◆ 2012年5月末時点で、農業分野に進出している特例子会社は13社程度(緑化事業を行っている会社も含めれば約40社)。
- ◆ ① 2013年4月より法定雇用率が引き上げられ(1.8%→2%)、同時に、法定雇用率の適用対象企業も従業員56人以上から50人以上に拡大。  
② 精神障害者にも雇用義務がかかると、将来、法定雇用率はさらに引き上げられる見込み。



## 2. 特例子会社制度をめぐる事情 ②

- ◆ ① 障害者の行える工業の下請け作業が減少していること、
- ② 農村における過疎化・高齢化を背景に農地の引き受け手を求める動きが増加していること、
- ③ 農作業を上手く切り分け、障害者の適性を踏まえた分担を行うことで、障害者(特に知的障害者)と農作業の相性の良さが認識されるようになってきたこと

等から、近年、農業分野に進出する社会福祉法人等の福祉施設が増加。きょうされんが実施し農林水産政策研究所で分析したアンケート調査によれば、40%を超える福祉施設で農作業に取り組んでおり、20%を超える施設で収益部門として農業に取り組んでいることが判明。

- ◆ 上記①～③については農業分野に進出しようとする特例子会社にも追い風であり、これに加えて、前述のような法定雇用率の引き上げが見込まれること、障害者雇用納付金制度の対象が拡大されること、平成22年の農地法改正で企業も農地の借り受けが可能になったこと等から、今後、特例子会社の農業分野への進出を後押しする環境が整いつつある。





### 3. 特例子会社の全体動向

第1表 特例子会社における障害種類別にみた障害者の雇用状況

		特例子会社数				障害者 雇用数 (実数)	障害種類別・雇用者割合割合(%)							
		計	作業内容(複数回答)				計	身体					知的	精神
			製造業	サービス業	その他			小計	視覚	聴覚	肢体	内部		
計		86	49	61	38	2,822	100.0	55.1	2.0	12.9	31.7	8.2	40.1	4.8
認定年	1989年以前	9	9	6	3	471	100.0	89.4	1.9	11.0	52.7	23.8	10.2	0.4
	1990～1999	28	22	18	16	846	100.0	56.4	2.1	16.4	32.9	5.0	43.3	0.4
	2000～2004	27	12	22	10	1,005	100.0	46.2	1.7	11.6	25.8	6.2	44.7	9.2
	2005～2010	22	6	15	9	500	100.0	38.8	2.6	11.2	21.8	3.2	53.6	7.6

資料: 「障害者雇用事例リファレンスサービス」(高齢・障害者雇用支援機構、<http://www.ref.jeed.or.jp/>)に掲載された特例子会社86社(2002～2010年調査)のデータに基づき作成。

注. それぞれデータは調査時(2002～2010年)のものを集計。作業内容のうち「その他」は農・林・漁業、建設業、情報通信業、運輸・物流業、金融・保健業、飲食・宿泊業、医療・福祉業、電気・ガス・水道・熱供給業の合計。

- ◆ 1990年代までは、製造業中心で身体障害者の雇用が多かった
- ◆ 2000年以降は、サービス業のウエイトが上昇するとともに、知的障害者、精神障害者の雇用が増加



特例子会社がそうした雇用の受け皿として機能



# 4. 特例子会社における農業分野の位置づけ

第2表 農業を行っている特例子会社の特徴

区分	調査元	調査方法等	年次	特例子会社認定年	障害者雇用数	雇用者割合(%)			親会社業種	特定子会社の内容 作業内容 (★:農業、▲:緑化)	販売額に占める親会社からの受注割合(%)		
						障害種類別							
						身体	知的	精神					
特例子会社の全体状況	(社)全国重度障害者雇用事業所協会	アンケート(134社)	2003	—	2,357	100.0	↑66.4	↓33.1	↓0.5	サービス業61社、製造業42社	—	90%以上が108社(81%)	
			2008		4,300	100.0	↑59.2	↓37.6	↓3.2				
農業実施特例子会社	高齢障害者雇用機構	個別ヒヤリング	2006	2001	11	100.0	0.0	100.0	0.0	外食	クリーニング、リサイクル、洗剤充填、★花卉栽培、等	大半 (花卉等一部は市販)	
			2004	2003	33	100.0	0.0	51.5	48.5	電力	印刷、商事(ノベルティ包装等)、★園芸、・メールサービス等	大半	
			2004	1999	126	100.0	37.3	62.7	0.0	テーマパーク	クリーニング、情報処理、マッサージ、理容、★▲花卉栽培	大半	
			2004	1998	※13	100.0	0.0	100.0	0.0	製造(電機)	★花卉・苗栽培、観葉植物レンタル、▲花壇管理、有機肥料・堆肥等	(市販中心)	
	農林水産政策研究所	個別ヒヤリング	2011~2012	2009		16	100.0	18.8	50.0	31.3	住宅販売	★野菜栽培、印刷、等	大半 (野菜は独自販路を拡大中)
				2008		8	100.0	0.0	87.5	12.5	製造(文具・事務用品)	★野菜(水耕)栽培	10%以下
				2011		12	100.0	0.0	58.3	41.7	製造(農業機械)	★野菜(水耕)栽培	10%以下
			2011		26	100.0	61.5	26.9	11.5	物流	★野菜(水耕)・キノコ(菌床)栽培	0%	
			2010		※14	100.0	0.0	71.4	28.6	IT情報	★農作業請負	10%以下	

資料: それぞれ①は高齢・障害者雇用支援機構(2009)『特例子会社の設立、運営等に関する調査研究』、②は「障害者雇用事例リファレンスサービス」(高齢・障害者雇用支援機構、<http://www.refjeed.or.jp/>)、③は農林水産政策研究所調査に基づき、会社HP等による追加情報を加えて作成。

注: 雇用者数の※は農業専門事業所の雇用数(当該子会社全体の数値ではない)。

## ◆ 農業分野の事業を実施している特例子会社は、

- ① 多くの企業で知的障害者、精神障害者の雇用割合が際立って高い
- ② 農業に重点を置いた特例子会社が新規に設立される傾向
- ③ 新規に設立された企業では独自の農産物販売活動



## 5. 調査対象特例子会社の概要 ①

第3表 調査対象特例子会社の概要 (1)

	露地野菜＋施設園芸	水耕栽培		水耕栽培＋特用林産物 ＋露地野菜	農作業請負
		タマアグリ ①	ハートランド ②	クボタサンベジ ファーム ③	センコースクール ファーム鳥取 ④
所在地	福岡県筑後市	大阪府泉南市	大阪府河南町	鳥取県湯梨浜町	静岡県浜松市
子会社認定 年月	2009年6月	2008年3月	2011年2月	2011年1月	2010年5月
経過	法定雇用率達成および 社会貢献が目的	グループ内で2番目の 特例子会社(農業専門)	グループ内で2番目の 特例子会社(農業専門)	地域貢献、親会社事業の 鳥取県進出	農業専門の事業所 として設立
親会社(事業内容)	タマホーム (住宅建設・販売)	コクヨ (文房具製造)	クボタ (農業機械製造)	センコー (物流)	伊藤忠テクノソリューションズ (コンピューターネットワークシ ステム販売・保守)
従業員数	3,024	4,991	9,647	8,308	7,180
障害者雇用率	1.8%未満	2.0%以上	2.0%以上	1.8%以上	1.8%以上

◆ 政策研が調査対象とした特例子会社は、

- ① いずれも親会社の従業員数が3,000人を超える大企業
- ② 農業に重点を置いた特例子会社の設立が一番古いところで2008年と、  
設立されたばかりの企業が多い



## 5. 調査対象特例子会社の概要 ②

第4表 調査対象特例子会社の概要 (2)

		露地野菜＋施設園芸	水耕栽培		水耕栽培＋特用林産物 ＋露地野菜	農作業請負
		タマアグリ ①	ハートランド ②	クボタサンベジ ファーム ③	センコースクール ファーム鳥取 ④	ひなり 浜松事業所 ⑤
事業 規模 等	資本金(万円) ＜全額 親会社＞	4,000	100	1,000	1,000	3,000 (他事業所分を含む)
	障害者雇用数	16 (うち農業11)	8	12	26	14
	その他の従業員数 パート等(外数)	6 —	5 2	4 7(地元から雇用)	14(うち高齢者11) —	5 —
	農地規模(a)	356	42	35	×	×
事業 内容	農産物生産	野菜(ハウス、露地) (レタス、アスパラガス等)	水耕栽培 (サラダほうれんそう主体)	水耕栽培(野菜9種)	水耕栽培(野菜4種)、 菌床キノコ(2種)	×
	主な農産物販路	流通業者(契約販売)、 卸売市場、農協等	スーパー等 (契約販売)	スーパー等 (契約販売等)	地方市場の荷受会社 (契約販売)	×
	農作業請負	×	×	×	実施予定	○(6件の農家・法人)
	農業以外	印刷業	×	×	×	×(他事業所でマッサージ、 清掃、洗濯等)
収支状況		事業拡大で赤字削減へ	黒字(経常収支)	赤字	事業拡大で赤字削減へ	親会社からの 持ち出しに依存
販売目標額(万円)		2,000 (野菜)	—	当面3,000、 将来的には5,000	6,000	障害者給与に見合う 作業量確保

- ◆ できるだけ多様な経営形態の企業を抽出することとし、露地野菜と施設園芸1社、水耕栽培2社、水耕栽培＋特用林産物栽培＋農産物加工という多角経営1社、地域の農家からの農作業請負1社を選出。



## 6. 調査対象特例子会社の特徴

### (1) 雇用されている障害者とその他職員

第5表 調査対象特例子会社における障害種類別にみた障害者雇用数、その他従業員数

	障害者雇用数			障害種類別雇用者数(割合)			その他従業員数
				身体障害	知的障害	精神障害	
タマアグリ ①	16	(100.0)	3 (18.8)	8 (50.0)	5 (31.3)	6	
ハートランド ②	8	(100.0)	0 (0.0)	7 (87.5)	1 (12.5)	5	
クボタサンベジ ファーム ③	12	(100.0)	0 (0.0)	7 (58.3)	5 (41.7)	4(うち身体障害3)	
センコースクール ファーム鳥取 ④	26	(100.0)	16 (61.5)	7 (26.9)	3 (11.5)	14(うち高齢者11)	
ひなり 浜松事業所 ⑤	14	(100.0)	0 (0.0)	10 (71.4)	4 (28.6)	5	

資料:農林水産政策研究所調査(2011~2012年)により作成

- ◆ 雇用されている障害者の数は8~26人で幅がある。4社で知的障害者の雇用割合が高く、3社で精神障害者の割合も高い。④では3障害をバランスよく雇用。
- ◆ 雇用した障害者を管理する職員は、いずれの企業も4~6人規模。③では、管理者4人中3人が管理経験・資格のある身体障害者。④では、障害者をサポートする高齢者を11人雇用。



## (2) 生産した農産物の販売先

第6表 調査対象特例子会社における農産物の販売先

	事業開始当初の販売先	現在の販売先	今後の販売拡大の取組
タマアグリ ①	農協を通じた出荷が大半	流通業者(契約販売)5割、卸売市場2割、直売所・学校給食2割、農協1割	廃棄部分の加工とそのネット販売、親会社のPR商品としての販売
ハートランド ②	営業畑出身の社長が量販店対応の経験を活かして販売先を開拓	スーパーチェーンの店舗向け5割。その他は百貨店、生協、親会社社員食堂向け(以上契約販売)、農協経由の市場出荷	スーパーチェーンとの更なる取引拡大(自社だけでは不足する出荷量は社会福祉法人との連携で対応)
クボタサンベジファーム ③	(2011年から販売開始)	スーパーチェーンの店舗向け中心。やき肉チェーン、親会社社員食堂(契約販売等)	宅配便による取り寄せ販売を計画。親会社の買取増加も期待
センコースクールファーム鳥取 ④	水耕設備販売会社への委託	地方市場の荷受会社为中心。一部地元ホテルにも出荷(契約販売)	荷受会社の取引拡大要望を受けた社会福祉法人等との野菜生産委託契約
ひなり浜松事業所 ⑤	—	販売なし(ただし、作業の請負先の農家の農産物をグループ内のノベルティグッズ等で使用)	将来も販売予定なし(ただし、作業請負先の農家の販路拡大には取り組む)

資料: 農林水産政策研究所調査(2011~2012年)により作成

- ◆ 生産した農産物の販路を独自に開拓している例が多く、契約販売も多い。
- ◆ 親会社グループの社員食堂やPR商品、ノベルティグッズに活用する例も多い。
- ◆ 地域の社会福祉法人や農家との共同出荷に取り組んだり、取り組む予定の企業もある。



### (3)－① 親会社からの支援

第7表 特例子会社の農業活動等の取組状況

		タマアグリ ①	ハートランド ②	クボタサンベジ ファーム ③	センコースクール ファーム鳥取 ④	ひなり 浜松事業所 ⑤
親会社からの支援等	社内融資(運転資金等)	○	○	○	○	○
	商品等買い上げ	○ 催事配布物(米、野菜等)	○ 一部が親会社食堂へ	○ 親会社・社員食堂 (売上の10%未満)	×	○ 協力農家からノベルティ
	出向者等の人件費補助	×	○	○	○	○
親会社のメリット		納付金削減、外部委託費削減、社会貢献	社会貢献	社会貢献	社会貢献	法定雇用率達成、社会貢献

資料：農林水産政策研究所調査(2011～2012年)および既存調査報告書等により作成。

- ◆ 初期の投資資金や運転資金については、親会社の拠出や融資で賄っている企業がほとんど。
- ◆ 雇用した障害者を管理する職員等の給与についても一部もしくは全額親会社が負担しているところが多い。
- ◆ 他方で、親会社には法定雇用率の達成、会社のCSR活動としての企業イメージの向上等のメリットがあり、相互依存関係。



## (3)－② 行政等からの支援

### <施設整備、事業費への支援>

福祉サイドからの資金面での支援は受けられないが、労働サイドからの雇用関係の支援を受ける例(③、④)、農業生産法人化して農業サイドの補助金や融資を受ける例(②)がみられる。

### <障害者に対する支援>

障害者の扱いで、ジョブコーチの支援を受けている事例は多く(①、④、⑤)、農業分野以外の業務を行う別の特例子会社を持っている事例(②、③)では、その特例子会社が蓄積しているノウハウを活用。

### <農業技術に関する支援>

農業の情報や技術面では、農業普及員からの支援を受けている例(①)もあるが、①も含めて多くの企業が、雇用した農業技術者、先行企業、水耕栽培のソフト面もパッケージにした施設販売企業からの支援を活用。





## (4) 収益拡大のための取り組み

- ◆ 農業分野に進出した特例子会社では、収支を黒字化できていない企業が多い。このため、収益拡大のための様々な取組が行われている。

具体的には、第6表にあるような生産した農産物の販売拡大のほか、

- ① 農閑期を活用した他部門(名刺等の印刷)の導入・拡大、周囲の農家の農産物の買入・販売、農産加工・直売
- ② 福祉施設からの野菜の買入・販売
- ③ 低農薬栽培による差別化と作業実習を通じた社会福祉法人との連携
- ④ 地域の農家に野菜の生産やタケノコの収穫を委託し、それを加工
- ⑤ 複数の農家との連携による周年での業務の確保、作業受託農家の販売支援

等が、それぞれの企業で計画されたり、既に取り組みされたりしている。

## 7. おわりに



◆ 特例子会社の農業分野への進出は、まだ歴史も浅く、課題を抱えている事例も多い。

➡ しかし、その課題の多くは、時間が多少かかっても経験の蓄積で克服できるものが多い。



今後は、水耕栽培だけでなく、多様な営農形態毎に、それぞれが抱える課題を克服して、赤字の状況から脱却する特例子会社が増加してくれば、社会福祉法人等と同様に、成功事例をモデルにして、農業分野に進出してくる特例子会社が増加する可能性。

◆ 調査事例における、今後の収益拡大のための取組をみると、地域の農家、社会福祉法人、農業関連企業との連携を強化する動き。

➡ 行政としても、こうした特例子会社による取組に対して、積極的に支援していく必要。

## <担当研究員一覧>

本報告の元になった調査・分析については、以下のプロジェクトチームが行った。

香月敏孝(現愛媛大学農山漁村地域マネジメント特別コース担当准教授)

吉田行郷

吉川美由紀(現衆議院調査局財務金融調査室次席調査員)

飯田恭子(現ドイツ連邦協和国フルダ地域フォーラム)

宮田喜代志(客員研究員※)

出田安利

石原清史

小林茂典

濱田健司(客員研究員※)

※ 客員研究員の宮田氏は、きょうされん熊本県支部事務局長。濱田氏は、農協共済総合研究所研究員。



ご清聴ありがとうございました。

